

徳島大学理工学部理工学科電気電子システムコース
教育プログラム委員会 カリキュラム WG 規則

平成 30 年 7 月 31 日
電気電子システム コース会議 制定

(設置)

2. 徳島大学理工学部理工学科電気電子システムコース教育プログラム委員会に、カリキュラム WG を置く。

(目的)

2. 本委員会は、本コースの教育および大学院創成科学研究科理工学専攻電気電子システムコースのカリキュラムの継続的な改善を行うことを目的とする。

(所掌事項)

3. 本委員会は、カリキュラムに関して以下の事項を検討し改善を実施する。
 - (1) 教育理念，教育目的に関すること
 - (2) カリキュラムの設計に関すること
 - (3) 各科目の教育内容（教育項目，教育方法）に関すること
 - (4) 進級基準や卒業要件等，単位数に関すること
 - (5) カリキュラムの教育を実現する上で，学習のシステム（キャップ制等）に関すること
 - (6) 種々の社会的ニーズ等と本コースのカリキュラムの関係に関すること
 - (7) その他，カリキュラムの改善に関連すること

(組織)

4. 本委員会は、コース長，本コース JABEE 受審 WG 委員長，本コースから選任された理工学部教務委員，教務検討委員会委員で組織し，コース会議で選任する。

(任期)

5. 本委員会の委員の任期は原則として 1 年とし，再任を妨げない。

(委員長)

6. 本委員会に 1 名の委員長を置き，原則として JABEE 受審 WG 委員会委員長が就任するものとする。
7. 委員長に事故があるときは，委員長に指名された委員が，その職務を代理する。

(会議)

8. 本委員会は，定期的に，あるいは委員長が必要と認める時に委員を召集し開催する。
9. 会議は，委員が参集して行うほか，電子的な方法を用いることができる。
10. 本委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聞くこと，作業を分担することができる。
11. 審議事項は，その要旨を記録し，教育プログラム委員会に報告しなければならない。

(規則の改正)

12. この規則は，コース会議の議を経て改正することができる。

附則 1. この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2. この規則は，令和 6 年 5 月 30 日から施行する。